

個人情報保護法ガイドラインにおける
安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する
基本的な考え方（概要）

1. 前提

（「個人情報保護法の安全管理措置」と「番号法の安全管理措置」）

2. 安全管理措置の内容

3. 小規模の事業者への配慮（1）

（配慮する事項）

4. 小規模の事業者への配慮（2）

（「中小規模事業者」の範囲）

1 前提（「個人情報保護法の安全管理措置」と「番号法の安全管理措置」）

	個人情報保護法の安全管理措置	番号法の安全管理措置
対象情報	<ul style="list-style-type: none"> ●個人データ（個人情報保護法20条） 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号（番号法12条） ●特定個人情報（番号法33条）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置 <p>※具体的な内容及び手法例は、<u>各省庁の事業分野ガイドライン</u>において、<u>組織的・人的・物理的・技術的等の観点</u>で示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号・特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置 <p>※具体的な内容及び手法例は、番号法ガイドラインにおいて、<u>組織的・人的・物理的・技術的等の観点</u>で示されている。</p> <p>※個人情報保護に関する<u>各省庁の事業分野ガイドライン</u>に共通する内容が反映されている。</p>
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●現在は、取り扱う個人情報5,000人分以下の事業者は、対象外。 ●<u>改正全面施行後は、個人情報データベース等を事業の用に供する全ての事業者が対象に。（改正法附則第11条で小規模の事業者への配慮が求められている。）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号・特定個人情報を取り扱う全ての事業者（※）（事業者の規模や取扱件数を問わない） ●<u>「中小規模事業者」については、取り扱う個人番号等の数量が少なく、取り扱う従業員が限定的であること等を踏まえて特例的な対応方法が示されている。</u>

※番号法12条の義務は、行政機関・独立行政法人・地方自治体等も対象

2 安全管理措置の内容

- ✓ 個人情報保護法ガイドラインで示す安全管理措置の内容は、次の基本的な考え方に基づき、今後、具体的な項目等について引き続き検討を行う。

① 「組織的・人的・物理的・技術的」の観点ごとに「講じなければならない項目」及び「手法例」を示す。

② 上記①の内容は、原則、番号法ガイドラインの内容に準じるものとするが、特定個人情報と個人データの性質及び取り扱われ方の差異等を踏まえて、引き続き具体的な内容を検討する。

（理由1）番号法が求める安全管理措置と、個人情報保護法が求める安全管理措置とでは、その基本的な要素（漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置）はおおむね共通する。

（理由2）番号法ガイドラインの内容は、現在の各省庁の個人情報保護ガイドラインに共通する内容が反映されている（事業者における混乱は少ないものと想定）。

（理由3）番号法ガイドラインの内容は、既に、全ての事業分野の事業者に適用されている。

③ 委員会が策定する個人情報保護法ガイドラインが適用される事業者の規模・事業内容は非常に多様であるため、過剰反応防止等の観点から、汎用的かつ分かりやすい内容となるよう留意する。

④ その上で、詳細な手法等の例示及び技術的に専門的な内容等については、別途、参考となり得る関連規格・指針等（ISO・JIS・IPA等）を示すほか、Q&Aその他の解説資料等において必要に応じて示すことを検討する。

3 小規模の事業者への配慮（1）（配慮する事項）

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月法律第65号）

（附則第11条）

個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第8条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ✓ 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務（利用目的特定、適正取得、安全管理措置、第三者提供時の本人同意取得等）は、事業者の規模によって特に区別されていない。
- ✓ ただし、安全管理措置については、「必要かつ適切な措置」を講じなければならないとされているため、その具体的な内容及び手法等は、一般に、事業者の規模及び取り扱う個人データの数量等により、おのずと異なる。
- ✓ また、安全管理措置義務の履行方法は多種多様であり、従来、個人情報保護法の義務規定の適用がなかった小規模の事業者が混乱なく義務を履行するには、特例的な対応（手法の例示を含む）を定める必要性が高い。

改正法附則第11条が求める小規模の事業者への配慮の一環として、個人情報保護法ガイドラインでは、安全管理措置義務に係る一般的な項目・手法例とは別に、小規模の事業者における特例的な対応（手法の例示を含む）を、番号法ガイドラインに準じて定める。

3 小規模の事業者への配慮（2）（「中小規模事業者」の範囲）

- ✓ 安全管理措置について、特例的な対応の対象となる事業者は、番号法ガイドラインと同様に「中小規模事業者」と称することとし、その範囲は以下の方向で、特例的な対応の内容等と併せ引き続き検討。
- ✓ なお、中小規模事業者における個人情報保護法の適切な理解及び遵守に資するため、個人情報保護法ガイドラインとは別に、中小規模事業者向けの留意点等について、別途、Q&Aその他の解説資料等において分かりやすく示すことも検討する。

個人情報保護法ガイドラインの 「中小規模事業者」

● 従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

- ① 取り扱う個人情報の数(*)が5,000人分超の事業者
- ② 委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

(参考)

番号法ガイドラインの「中小規模事業者」

● 従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

- ① 個人情報取扱事業者
(≡取り扱う個人情報の数が5,000人分超の事業者)
- ② 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ③ 金融分野の事業者
- ④ 個人番号利用事務実施者

* 「取り扱う個人情報の数」：事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報により識別される特定の個人の数

(理由) 番号法の安全管理措置と、個人情報保護法の安全管理措置とで、その基本的な要素（漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置）、及び、特例的な対応を定めることが必要と考えられる事業者の規模・取り扱う情報量はおおむね共通する。